

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1231
長野市松代町松代908
電話：026-278-3555 F A X：026-278-3540
e-mail：ima@ichiba-sr.com URL：www.ichiba-sr.com

「iDeCo+」(イデコプラス)を ご存じですか？

◆今年5月からスタートした中小事 業主掛金納付制度の愛称

「iDeCo+」(イデコプラス)とは、厚生労働省が、今年5月からスタートした中小事業主掛金納付制度の愛称で、8月24日に、そのロゴマークとともに公表されました。



◆「iDeCo+」の概要

「iDeCo+」は、企業年金を実施していない中小企業（従業員数100人以下）において、iDeCoに加入している従業員の加入者掛金に対して、事業主が掛金を上乗せ（追加）して拠出することができる制度で、制度の概要は以下の通りです。

(1) 事業主要件

企業型確定拠出年金、確定給付企業年金および厚生年金基金を実施していない事業主で、従業員（第1号厚生年金被保険者。以下同じ。）100人以下の事業主。ただし、同じ事業

主が複数の事業所を経営している場合、全事業所の従業員の合計が100人以下であることが必要。

(2) 拠出対象者

iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。

※拠出対象者に一定の資格（職種、勤続年数）を設けることも可能。

(3) 掛金設定

加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できる。加入者掛金を0円とすることはできないが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることはできる。また、一定の資格ごとに掛金額を設定することも可能。事業主掛金は、全額が損金に算入される。

(4) 納付方法

加入者掛金と事業主掛金を事業主がまとめて納付する。

(5) 労使合意

事業主掛金の拠出について、労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者の同意が必要。また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要。

P S. ロゴマークがついたら御用心。

(P S. は所長のコメントです)

70歳雇用時代が来る？政府が検討開始

◆今秋から検討開始

政府は、未来投資会議と経済財政諮問会議で高齢者が希望すれば原則70歳まで働ける環境整備に向けた検討を、今秋から始める方針です。

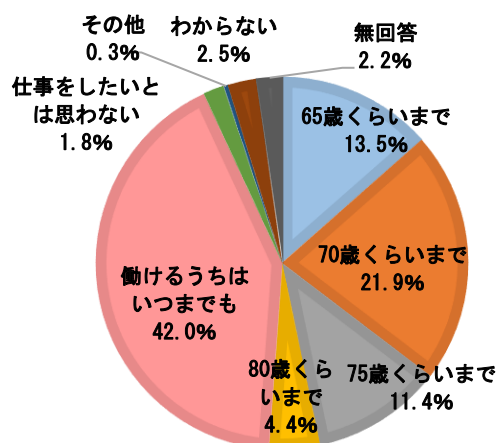
現在は高年齢者雇用安定法で原則65歳までの雇用が義務づけられていますが、同法を改正し、70歳雇用を努力目標とすることを検討するとしています。

◆2019年度は補助金拡充

法改正に先駆け、まず高年齢者雇用に積極的な企業への補助金を拡充するとしています。来年度予算案で高齢者の中途採用を初めて実施した企業への補助金を拡充し、「トライアル雇用」から始められるようにすることで企業に高齢者雇用への取組みを促す方針です。

◆賃金大幅ダウン避ける仕組みも検討

内閣府の「平成29年版高齢社会白書」によれば、現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」と回答しており、「70歳くらいまで」が約22%、「75歳くらいまで」が11.4%、「80歳くらいまで」が4.4%と、全体の8割近い人が高齢期にも高い就業意欲を持っています。



しかし、現在は定年後に継続して働く場合でも高年齢者雇用給付や在職老齢年金との兼合いで大幅に賃金がダウンする仕組みとなっています。

このため、働く意欲や能力のある人が大幅に賃金が下がらないようにするため、評価・報酬体系を官民で見直すとしています。公的年金を70歳以降に受給開始できるようにすることも検討される予定で、70歳超から年金を受け取る場合には受取額を大幅に加算する案も出ています。

◆現状は「再雇用」が8割

ただし、企業における現在の高齢者雇用は、定年を65歳まで延長している企業が17%、定年廃止は2.6%で、約8割が「再雇用」です。

政府は、高齢者雇用で成功している企業を参考に、今秋以降、経済界などとも慎重に協議を進めるとしています。

P S.「働き方改革」は死ぬまで働けるの入口かもしれません。

厚生年金のパート適用、さらなる拡大を検討

◆要件緩和で加入者200万人増？

厚生労働省が、パートタイマー(短時間労働者)の厚生年金加入の適用拡大にむけ、検討会を設置するとの報道がありました。要件を緩和し、最大200万人の加入者増を見込むとしています。

◆パートタイマーの厚生年金適用範囲

厚生年金保険は、直近で2016年10月に適用拡大が行われました。

以降、パートタイマーの適用範囲は下記A・Bのいずれかになっています。

A 所定労働時間および所定労働日数が一般社員の概ね4分の3以上（一般的に所定労働時間「週30時間以上」）。

B 次の①～⑤をすべて満たす人（①所定労働時間「週20時間以上」／②月額賃金「8.8万円以上」／③雇用（見込）期間「1年」以上／④学生でない／⑤勤務企業の従業員規模「501人以上」（※2017年4月より、500人以下も労使合意にて加入可））。

いま検討されているのは、上記②月額賃金を「6.8万円以上」と引き下げることや、⑤企業規模「501人以上」を撤廃すること等です。

◆労働時間を延長して厚生年金に加入したいパートタイマー

2016年の適用拡大の際、新規加入者は25万人程度と予想されていましたが、実際には37万人の加入者増となりました（「2018年4月4日 社会保障審議会年金部会」議事録）。

このことについて調査した、労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査（略）働き方の変化等に関する調査」によると、2016年の適用拡大に伴い働き方が「変わった」パートタイマーの半数以上が、「厚生年金・健康保険が適用され、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう所定労働時間を延長した」と回答しており、「適用されないよう所定労働時間を短縮した」という回答を上回っています。

多くのパートタイマーは、2016年の適用拡大をきっかけとして、より長時間働くワークスタイルへ変化したといえます。

◆適用拡大への企業対応

今回の適用拡大はまだ検討中の段階ですが、「（労働時間を延長して）厚生年金加入を希望するパートタイマー」はこれからも増えるのではないのでしょうか。

上記調査では、さらなる適用拡大が行われた場合の企業対応として、「基本的には短時間労働者の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」が最多の4割超でした。

P S. 中小零細企業にとっては死活問題です。十分な議論もなく、結論ありきで検討会をつくる。こんな手法（やり口）がいつまで続くのでしょうか。

～今月のことば～



昭和十七年十月十四日の靖国神社臨時大祭で、東條は遺族に挨拶したあと、奥村喜和男情報局次長のお追従の言に対し、次のような発言を行っている。

「飛行機は飛行機が空を飛んでゐるのではない。人が飛んでゐるのだ。精神が動かしてゐるのだ」

飛行学校を訪ねた折に、君らは「敵機」を何で撃ち落とすか、と問い、高射砲で撃墜するとの答えに、「違う。精神で撃墜するのだ」と訓示している。……………(中略)……………

東條の精神論は、現実の戦力にはまったく裏打ちされていなかった。太平洋戦争三年八ヵ月のうち二年九ヵ月を主導した東條英機の、あまりにも非知性的な発言が「戦争は、負けたと思ったときが負け」という論であった。東條はしばしばこのような言を、議会でも国民との接触の場でも口にしていた。しかし考えてみ

れば、これほどひどい非知性的な発言はないのではないだろうか。この言に従うと、日本は決して戦争に負けることはないとの意味になる。

アメリカを中心とする連合国から、どれほど叩かれても日本は敗戦を受け入れない。国家が存亡の危機にあっても敗れたとは言わない。なるほど、すると日本は決して負けないわけである。どれほどの損害を受けても敗戦を認めないから主観的には敗戦はなく、つまり国家が滅したにしても敗戦を受け入れていないから戦争に敗れたとはならない。客観的には日本は戦争を続けられる状態ではないにもかかわらず認めないのだから、戦争は続くわけである。

P S . 現在の政府・日銀の政策に似ているような気がします。

『昭和の怪物 七つの謎』
保阪 正康 著



～事務所よりひとこと～

初めまして。この度入所となりました市場愛梨と申します。当事務所の所長、市場敬將の長女です。

「市場事務所便り～事務所よりひとこと～」を遡って読んだところ、お恥ずかしながら、両親が我々娘たちのことを話題にしているものも見つけました。「そういえばそんな話聞いたことあるな。」と思い出してくださいる方もいらっしゃるかもしれませんが、改めて自己紹介させていただきます。

市場愛梨(えり) 現在26歳です。屋代高校を卒業後1浪を経て、早稲田大学スポーツ科学部に進学しまし

た。小学3年生から大学卒業まで柔道が続けていましたので、体を動かすことは好きですが、球技は大の苦手です。(最近では運動不足解消のためにと、お昼休みに縄跳びをしています。本当は柔道がしたいですが・・・) 大学卒業後は地元に戻りたいという気持ちが強かったために社労士試験を受けることを決めたはいいものの、気付けば2年半が過ぎ、本年度の試験にも惨敗し、今に至ります。元々秀でたところのある人間ではないのですが、いよいよ「市場も落ちこぼれたな。」と思われ始めているようです。社会人経験もほとんど無い未熟者ではありますが、一日も早く皆様のお役に立つことのできる人材となれるよう精進致します。社労士試験の勉強も続け、来年こそは、という所存です。そして、私と同時に妹の玲衣も入所となりました。来月号の今コーナーで挨拶させていただく予定です。姉妹共々宜しくお願い致します。(市場愛梨)

お知らせ

1. 今年度の最低賃金が決定されました。
長野県最低賃金は、平成30年10月1日から時間額 **821円** になりました。
年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。
使用者は、労働者の賃金が最低賃金以上になっているかを確認しましょう。
2. 今月は、標準報酬の定時決定による社会保険料の変更の月です。
当事務所よりご案内をしている保険料一覧を参照し変更をお願い致します。
ご不明な点は当事務所までお問い合わせください。

